

後援会実習用旅費助成基準

(実習用旅費助成事業)

授業科目として位置づけられている実習において、学生が負担する実習施設までの往復料金等及び実習に伴う移動に要する費用について、次の基準に基づき助成する。

(助成対象・基準)

【実習施設までの往復料金等】

実習施設（所在地が高松市、さぬき市、木田郡三木町の場合を除く）までの往復料金等の助成対象は次のとおりとする。自宅生は自宅を起点とし、下宿生(自宅外生)は、自宅と下宿のうち実習施設に近い方を起点とする。起点から実習施設までの距離が起点から大学までの距離より短い場合は、助成の対象としない。

1 公共交通機関にかかる費用（実費を助成）

起点から実習施設まで移動するために利用した公共交通機関のうち以下の要件を満たした特別料金（JR特急料金、高速艇代）

- ・ JR特急料金＝運行距離が50kmを越えた場合
- ・ 高速艇代＝高松～土庄間(夜間便を除く。)

2 高速道路料金（実費を助成）

一般道路において起点から実習施設までの距離が25km以上又は移動時間が概ね90分以上、かつ、高速道路の利用距離が20km以上の場合の高速料金

3 宿泊費（実費を助成、1泊4,000円を上限とする。）

起点から実習施設まで公共交通機関で移動した場合の所要時間が2時間以上で、実習施設近隣の宿泊施設に宿泊した場合の宿泊費

1及び2は、3と重複して助成しない。

【実習に伴う移動に要する費用】

実習中に発生する経費の助成対象は次のとおりとする。

1 自動車運搬等料金（実費を助成、車両航送料は4m未満までを上限とする。）

実習に伴う移動に必要な自動車の運搬にかかる1往復分の次の経費を助成する。

- ・ 高速道路の利用距離が20km以上の場合の高速料金
- ・ 船舶による車両航送料

2 タクシー代

実習に伴う移動が必要な場合で、公共交通機関、自家用車の利用が困難な場合

【その他】

- 1 上記のほか会長が特に必要と認める経費

(助成手続)

【事前届等】

- 1 学生は、実習施設までの往復料金等について、実習科目担当教員、担当教授及び学科長または専攻科長を経由して、事前届(様式 1)を事務局に提出する。
- 2 実習科目担当教員は、実習に伴う移動に要する費用について、担当教授及び学科長または専攻科長を経由して、事務局に事前に報告する。(様式自由)

【実績報告】

- 1 学生は、実習科目担当教員、担当教授及び学科長または専攻科長を経由して、実習用旅費助成願(様式 2)に領収書、振込先の通帳の写しを添付し、事務局に提出する。